



証券コード：8045

第85回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

開催場所 神奈川県横浜市西区高島2丁目13番12号
崎陽軒本店5階

議 案 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目 次

第85回定時株主総会招集ご通知……………	1
(提供書面)	
事業報告……………	2
連結計算書類……………	18
計算書類……………	27
監査報告……………	34
株主総会参考書類……………	40

株主各位

証券コード 8045

2021年6月7日

神奈川県横浜市神奈川区山内町1番地

横浜丸魚株式会社

代表取締役社長 芦澤 豊

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された方々および感染拡大により困難な生活環境におられる皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する現下の状況を鑑み、株主様の安全確保および感染拡大防止のため、健康状態にかかわらず、本株主総会当日のご来場は見合わせていただき、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時（到着）までに郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。また、本株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスクの着用など、感染防止対策へのご協力をお願い申し上げます。併せて、本株主総会会場におきまして、当社の判断に基づき、安全確保及び感染拡大防止のために必要な体温計測、消毒のお願い、会場入室制限等の措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月25日（金曜日）午前10時				
2 場 所	神奈川県横浜市西区高島2丁目13番12号 崎陽軒本店5階				
3 株主総会の目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第85期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第85期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件</td></tr></table> 各議案の概要は、後記の「株主総会参考書類」（40～48頁）に記載のとおりであります。	報告事項	1. 第85期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第85期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
報告事項	1. 第85期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第85期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件				

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（アドレス <https://www.yokohama-maruo.co.jp>）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アジア新興国や資源国等の成長鈍化等による国内景気への懸念に加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、社会経済活動が大きく制限され、観光業、外食産業等のサービス業を中心に、極めて厳しい状況で推移いたしました。第3四半期以降の日本経済は、ばらつきを伴いながらの回復基調となり、製造業は、内外需要の回復を背景に、輸出・生産が持ち直した一方、2度目の緊急事態宣言の発出の影響を大きく受けたサービス業は、時短要請やG o T o事業停止も影響し、内需の回復の遅れから落ち込みが続いております。この業績回復のばらつきは、雇用・所得環境、消費にも影響を与え、家計の抑制的な消費スタンスや株高等を背景に家計の金融資産が過去最高を記録するなど、厳しい経済状況となりました。

世界情勢を概観しますと、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、大恐慌以来ともいえる大幅な景気後退局面を迎え、ロックダウンや外出自粛による経済活動の鈍化が大きく影響し、各国それぞれが対新型コロナウイルスに尽力しましたが、今後の新型コロナウイルスの感染拡大ペースやワクチン及び治療薬の普及時期等が不透明なことから、未だ厳しい状況で推移しております。

このような状況の下、当社グループは、中期経営計画「第5次MMプラン」の初年度として神奈川エリアを中心とした水産物流通システムの構築を実現すべく、顧客密着型営業の展開によってグループ一丸の体制を構築し、邁進してまいりましたが、一部でその成果が出たものの、新型コロナウイルス感染対策による外出自粛要請等、取り巻く環境の変化が大きく、中期経営計画「第5次MMプラン」の2年目へ課題を残す結果にいたしました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の連結業績は、

売上高	412億86百万円（前連結会計年度比 11.8%減）
経常利益	2億17百万円（前連結会計年度比 2.4%増）
親会社株主に帰属する当期純利益	2億90百万円（前連結会計年度比 251.1%増）

となりました。

	第84期 (2020年3月期)	第85期 (2021年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	46,812	41,286	△5,525	11.8%減
経常利益	212	217	5	2.4%増
親会社株主に帰属する当期純利益	82	290	207	251.1%増

セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

水産物卸売事業

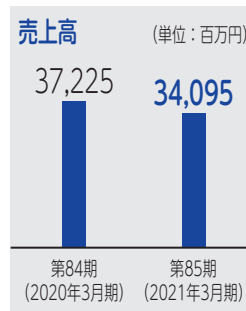
売上高

34,095百万円

(前連結会計年度比8.4% 減)

当社グループの中核事業が位置する水産物卸売事業におきましては、巣ごもり需要による量販店向け商品は順調に推移したものの、海洋環境の変化による漁獲量の減少に加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止策により、高単価商材及び養殖魚の流通が鈍化したことで、商品相場に値崩れが生じ、業績は厳しい環境のまま推移いたしました。

この結果、水産物卸売事業の売上高は340億95百万円（前連結会計年度比8.4%減）となり、営業損失は25百万円（前連結会計年度営業損失209百万円）となりました。



水産物販売事業

売上高

6,829百万円

(前連結会計年度比25.9% 減)

当社グループの中央卸売市場及び地方卸売市場以外における水産物販売事業におきましては、当社グループの中期経営計画「第5次MMプラン」の顧客密着型営業の取組みにより、高単価商材の品揃えや顧客ニーズに合わせた営業活動を行い、G o T o 事業の後押しもあって、水産物販売事業に邁進してまいりましたが、その各種G o T o 事業が停止となり、新型コロナウイルスの感染拡大の懸念から、業績は厳しい環境のまま推移いたしました。

この結果、水産物販売事業の売上高は68億29百万円（前連結会計年度比25.9%減）となり、営業損失は1億58百万円（前連結会計年度営業利益54百万円）となりました。

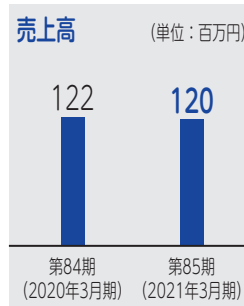


不動産等賃貸事業

売上高
120百万円
(前連結会計年度比1.7%減)

不動産等賃貸事業におきましては、管理賃貸物件の変動はなく、年間を通して安定的に稼働いたしました。

この結果、不動産等賃貸事業の売上高は1億20百万円（前連結会計年度比1.7%減）となり、営業利益は86百万円（前連結会計年度比0.9%減）となりました。

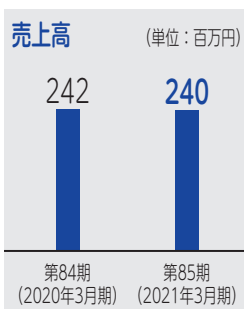


運送事業

売上高
240百万円
(前連結会計年度比0.7%減)

当社グループの水産物流通を補完する運送事業におきましては、当社グループの中核事業であります水産物卸売事業の取扱高の減少が大きく影響し、業績は厳しい環境のまま推移いたしました。

この結果、運送事業の売上高は2億40百万円（前連結会計年度比0.7%減）となり、営業利益は11百万円（前連結会計年度比40.8%減）となりました。



② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

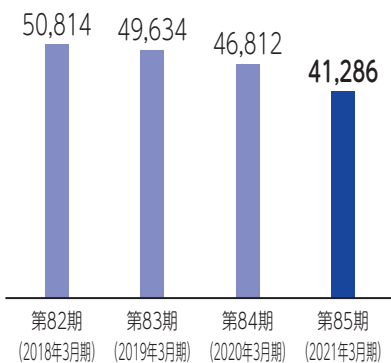
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

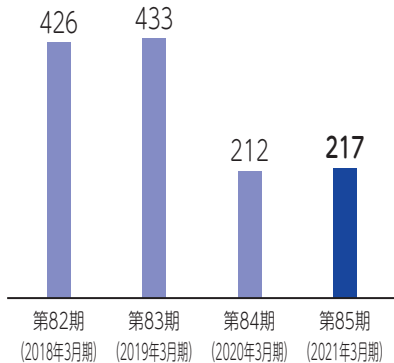
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

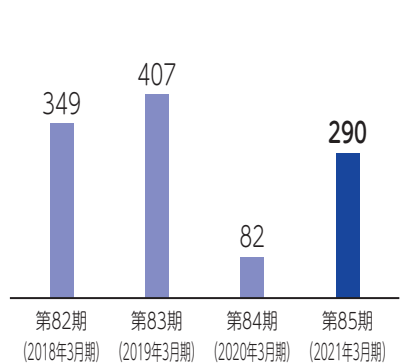
売上高 (単位：百万円)



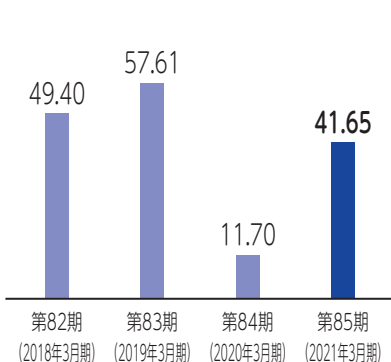
経常利益 (単位：百万円)



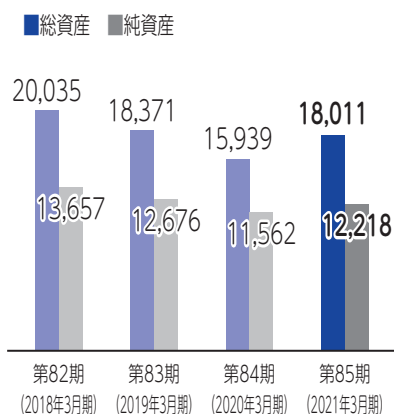
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



		第82期 (2018年3月期)	第83期 (2019年3月期)	第84期 (2020年3月期)	第85期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高	(百万円)	50,814	49,634	46,812	41,286
経常利益	(百万円)	426	433	212	217
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	349	407	82	290
1株当たり当期純利益	(円)	49.40	57.61	11.70	41.65
総資産	(百万円)	20,035	18,371	15,939	18,011
純資産	(百万円)	13,657	12,676	11,562	12,218

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社ハンスイ	97,500	100.0	水産物販売事業
川崎丸魚株式会社	50,000	51.0	水産物卸売事業
館山丸魚株式会社	25,000	100.0	水産物販売事業
株式会社横浜魚市場運送	10,000	100.0	運送事業

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大ペースやワクチン及び治療薬の普及時期等が未だ不透明なこともあり、引き続き厳しい状況で推移することが想定されます。水産物流通業界におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛や飲食店の営業時間短縮の要請、さらには消費者自らが自粛することも懸念され、厳しい経営環境が続くものと想定されます。このような状況において、当社グループは取引先ならびに従業員の安全を最優先に、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に努めるとともに、社会的責任であります水産物の安定供給に取り組んでまいります。

また、2020年度から2022年度までの3カ年の中期経営計画「第5次MMプラン」～Challenge 2023 令和新時代への再挑戦～に沿って、3年後のあるべき姿に到達できるよう、「顧客密着型営業の展開」及び「プロフェッショナル人財の輩出」の2つを最重要戦略として、当社グループの総力を挙げ、持続的な成長と発展に努めてまいります。

全体戦略、財務戦略及びセグメント別の事業計画

【全体戦略】

水産物卸売事業と水産物販売事業を事業の中心として据え、SDGsの視点を取り入れ、資源保護と水産物の安定供給を行い、成長に繋がる基盤強化に向けた設備投資を必要に応じて実施し、中期経営計画の最大の目標である「プロフェッショナル人財」を輩出し、「顧客密着型営業の展開」を行い、最終的には当社グループの総合力を強化してまいります。

【財務戦略】

当社は、利益配分につきまして、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当金につきましては、株主各位への利益還元の重要な手段であると認識しており、その算定方法といたしましては、各事業年度の連結自己資本配当率（DOE）に基づき株主各位への安定的な配当を継続することを基本方針としております。また、安定配当継続の基本方針に合わせまして、資本効率や市場環境などを考慮のうえ自己株式の取得を機動的に実施することとし、**連結自己資本配当率（DOE）1.0%を目安に配当を実施いたします。**

【セグメント別の事業計画】

①水産物卸売事業

中期経営計画の最重要戦略であります「顧客密着型営業の展開」を念頭に置き、集荷力向上に向けた集荷体制を整備し、グループ全体の利益を創出できるように進めてまいります。

②水産物販売事業

様々な商品情報が満ち溢れた横浜市・川崎市中央卸売市場に存在する横浜丸魚との情報共有を図り、グループシナジーと付加価値を付けた差別化商品の販売強化などを通じて、収益力の強化を図ってまいります。また、さらなる「食の安全・安心」の実現のため、品質管理の強化と徹底した低温管理のために設備投資を行ってまいります。

③不動産等賃貸事業

既存賃貸物件の安定的な運用と賃貸管理を通して、安定収益を確保しつつ、安定収益確保に繋がる可能性のある賃貸物件につきましては、入念に分析を行いながら、積極的な投資を行ってまいります。

④運送事業

中期経営計画の経営戦略の一つでありますローコストオペレーションを実現すべく、グループ全体の物流コスト削減や顧客サービスの強化に繋がる物流ソリューションの構築を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒ご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社4社で構成され、中央卸売市場及び地方卸売市場における水産物卸売事業を中核事業とし、量販店及び外食産業等へ販売する水産物販売事業、さらに賃貸マンション等の不動産等賃貸事業及び運送事業を行っております。

セグメント	事業の内容
水産物卸売事業	横浜市及び川崎市中央卸売市場並びに川崎市地方卸売市場において、水産物卸売事業を行っております。
水産物販売事業	中央卸売市場等から仕入れた水産物を、量販店及び外食産業等へ販売する事業を行っております。
不動産等賃貸事業	賃貸マンション等の不動産賃貸の事業を行っております。
運送事業	水産物の運送等の事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

横浜丸魚株式会社	本 社	横浜市神奈川区
	川崎北部支社	川崎市宮前区
川崎丸魚株式会社 (子会社)	本 社	川崎市幸区
株式会社ハンスイ (子会社)	本 社	横浜市瀬谷区
	湘 南 支 店	神奈川県小田原市
	三 多 摩 支 店	東京都八王子市
館山丸魚株式会社 (子会社)	本 社	千葉県館山市
株式会社横浜魚市場運送 (子会社)	本 社	横浜市神奈川区

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
188 (86) 名	△3(+4) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、有期契約社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
106 (29) 名	△1 (+3) 名	41.3歳	16.9年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、有期契約社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人数には、当社から社外への出向者 (21名) を除いております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	458百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 29,298,000株
- ② 発行済株式の総数 7,261,706株 (自己株式894,704株含む)
- ③ 株主数 1,158名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
マルハニチロ株式会社	731	11.49
株式会社極洋	497	7.81
浜銀ファイナンス株式会社	327	5.14
株式会社横浜銀行	322	5.05
株式会社岡三証券グループ	252	3.95
東都水産株式会社	210	3.29
横浜冷凍株式会社	207	3.26
株式会社ニチレイフレッシュ	194	3.05
築地魚市場株式会社	171	2.69
株式会社八丁幸	152	2.38

(注) 1. 当社は自己株式を894,704株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式 (894,704株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

氏名	会社における地位、担当及び重要な兼職の状況	
芦澤 豊	代表取締役社長	
橋本 和弘	専務取締役	川崎北部支社長
松尾 昌彦	常務取締役	本社営業担当
石川 和宏	常務取締役	総務担当
山田 信人	取締役執行役員	本社営業管理部長
柴原 哲	取締役執行役員	川崎北部支社長代理 川崎北部支社営業二部長兼川崎北部支社マーケティング部長
太田 嘉雄	取締役 (非常勤)	横浜振興株式会社取締役会長 工藤建設株式会社社外取締役
堀 晶子	取締役 (非常勤)	弁護士
多紀 知彦	監査役 (常勤)	
成田 秀昭	監査役 (常勤)	
牛嶋 素一	監査役 (非常勤)	
栗山 治	監査役 (非常勤)	マルハニチロ株式会社取締役専務執行役員

(注)1. 取締役太田 嘉雄氏及び堀 晶子氏は、社外取締役であります。

2. 監査役牛嶋 素一氏及び栗山 治氏は、社外監査役であります。

3. 取締役太田 嘉雄氏は、2020年6月1日付で横浜振興株式会社の取締役会長に就任いたしました。

4. 監査役成田 秀昭氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍し、経理・財務に携わってきた経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 監査役牛嶋 素一氏は、金融機関での長年の業務があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 取締役太田 嘉雄氏、堀 晶子氏及び監査役牛嶋 素一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

7. 社外取締役及び社外監査役の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記の「④ 社外役員に関する事項」に記載しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役太田 嘉雄氏及び社外取締役堀 晶子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 当事業年度における取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	8 (2)	72 (5)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	25 (4)
合計 (うち社外取締役・社外監査役)	12 (4)	97 (10)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役及び監査役の支給額には、業績連動報酬等及び非金銭報酬等に該当する金額はありません。

④ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第70回定時株主総会において年額161百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名です。

監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第70回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

取締役の報酬については、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるよう、役員が継続的かつ中長期的な業績向上を図り、当社グループの価値の増大に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し、適切な水準を定めることを基本としております。なお、個々の報酬については、株主総会の決議により決定された総額の範囲内で、取締役会の決議により委任された代表取締役社長が決定することとしております。

ロ. 役員報酬制度の基本哲学

- ・企業の使命実現を促すものであること。
- ・優秀な人材を確保・維持できる金額水準と設計であること。
- ・当社の中期経営戦略を反映する設計であると同時に、中長期的な成長を強く動機づけるものであること。
- ・短期志向への偏重や不正を抑制するための仕組みが組み込まれていること。
- ・株主や従業員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任の観点から透明性、公正性および合理性を備えた設計であり、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること。

ハ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、役位、職責に応じて在任年数、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定し、確定年額を換算した月例の固定報酬といたします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役職別に基準額を定めて支給しております。監督機能を担う社外取締役については業務執行から独立した立場であるため、その職務に鑑みた基本報酬を支給することといたします。

二. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、取締役会より委任を受けた代表取締役社長は種類別の、別に定める報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することといたします。

役位	基本報酬	非金銭報酬等
代表取締役	100%	0%
専務取締役	100%	0%
常務取締役	100%	0%
取締役	100%	0%
社外取締役	100%	0%

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額といたします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役及び各監査役に原案を諮問し答申を得るものといたします。上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に沿って決定をしなければならないことといたします。

ハ. 2020年度から2022年度までの3カ年の第5次中期経営計画に対応した役員報酬制度

当社は、2020年度から2022年度までの3カ年を第5次中期経営計画「Challenge2023 令和新時代への挑戦」に取り組む期間と位置づけております。2020年度から2022年度までは、引き続き顧客密着型営業の展開に取り組みつつ、プロフェッショナル人財を輩出できる環境を構築し、企業成長を加速させていくことに対応した報酬を基本報酬に反映し、支払いたします。主要な経営指標等の財務的な数値についてはもちろん、経営理念やコーポレートスローガンを反映した長期戦略の実現度合こそが役員基本報酬の決定に重要な判断材料となります。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役 芦澤 豊氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、役員報酬等の内容の決定に関する方針に沿って、各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外取締役及び各監査役に原案を諮問し答申を得て、その妥当性について確認しております。

⑧ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役太田 嘉雄氏は、横浜振興株式会社の取締役会長及び工藤建設株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と横浜振興株式会社及び工藤建設株式会社との間には、特別な関係はありません。
- ・監査役栗山 治氏は、マルハニチロ株式会社の取締役専務執行役員を兼務しておりますが、2021年4月1日付にて大洋エーアンドエフ株式会社の代表取締役社長に就任しております。また、当社はマルハニチロ株式会社及び大洋エーアンドエフ株式会社との間に製品販売の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 太田 嘉雄	18回	100%	—	—
取締役 堀 晶子	17回	94.4%	—	—
監査役 牛嶋 素一	17回	94.4%	12回	92.3%
監査役 栗山 治	18回	100%	13回	100%

・取締役会及び監査役会における発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 太田 嘉雄	他社での豊富な企業経営の経験と高い見識から、企業経営について実効性の高い監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために十分な役割・責務を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 堀 晶子	弁護士としての専門的見地から、取締役会において当該視点から積極的に意見を述べており、独立した立場で取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、当社経営課題に対する社外役員間での認識共有を図るなど、当社のコーポレートガバナンスの向上に大いに寄与されております。
監査役 牛嶋 素一	長年にわたる企業経営の経験を生かし、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 栗山 治	企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

有限責任監査法人トーマツ	支払額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）	27,000
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	27,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の有限責任監査法人トーマツから説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配置計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断し、同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に実施されることが確保できないと判断したときは、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

2015年7月23日開催の取締役会において、当社及びその子会社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正性を確保するための体制」の整備に関する基本方針を一部改定する決議をいたしました。改定後の概要は次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社（以下、当社グループという）は、「横浜丸魚株式会社経営理念」及びコンプライアンスに関わる規程を整備し、倫理法令遵守に必要な体制を構築しております。財務諸表の作成にあたり、財務担当役員、監査役及び会計監査人の間で主要な会計方針等の事前協議を行っており、財務諸表をはじめとした証券関係法令等に基づく企業情報の開示については、規程に基づく必要な手続きを経たうえ、取締役会等において決定しております。また、内部監査部門により、法令及び規程等への適合性について、当社グループの業務全般を対象に監査を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書又は管理情報の保存及び管理の方法を定めた規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を記録し、保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、業務執行取締役、執行役員及び各部門責任者が担当業務に関するリスク管理を行い、適宜に常設又は臨時の会議体で関係組織の責任者にその状況を報告することにより、リスクの現実化の未然防止と発生時の迅速な対処を可能としております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、規程に基づく意思決定ルール及び職務権限の整備並びに取締役会による中期経営方針及び事業計画の策定のほか、取締役及び執行役員等で構成する会議体の設置等により、取締役の職務執行の効率化を図っております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの内部統制システムの運用については、各部門責任者の責任のもと各部門が自律的にマネジメントを行っております。

総務部門は、会社全体の内部統制システムの構築・運用を企画・推進いたします。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負います。法令違反行為等を行った社員については、就業規則に基づき懲戒処分を行っております。

社員及びその家族、請負先社員等から業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用いたします。

法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配布等、社員に対する教育体制を整備・充実いたします。

⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「横浜丸魚株式会社経営理念」に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行っております。当社取締役、部門責任者及び子会社社長は、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底いたします。

また、子会社に企業倫理担当役員を設置し、経営幹部に関わる問題自体を当社に適時報告することとしており、当社は必要な指導等を行っております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務遂行を補助する専任の使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、評価等について監査役会に事前に説明し、その意見を尊重し対処いたします。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人には、会社の業務執行に係る職務を兼務させず、取締役からの独立性を高めるとともに、当該使用人に対する監査役の指示の実効性確保に努めております。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役の職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに監査役または監査役会に報告を行っております。

また、監査役に報告を行ったことを理由として不利な取扱いを一切行わないこととし、その旨を周知徹底しております。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行のために必要な費用又は債務を会社に対して請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担しております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役からの求めに応じて、代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場に参加し、適時に重要な情報を共有できるようにしております。また、当社グループの取締役及び使用人は、監査役からの求めに応じて、常に現状よりも効果的な報告に関する体制の構築に努めております。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法の定めに従って、健全な内部統制環境の保持に努めております。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また、不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否いたします。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	7,290
現金及び預金	3,246
受取手形及び売掛金	3,083
商品及び製品	1,434
その他	95
貸倒引当金	△569
固定資産	10,721
有形固定資産	2,893
建物及び構築物	1,124
土地	1,626
リース資産	81
その他	60
無形固定資産	184
ソフトウェア	172
その他	11
投資その他の資産	7,643
投資有価証券	7,573
長期貸付金	3
破産更生債権等	289
その他	56
貸倒引当金	△279
資産合計	18,011

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	3,259
支払手形及び買掛金	2,661
1年内返済予定の長期借入金	255
リース債務	28
未払法人税等	34
賞与引当金	44
その他	234
固定負債	2,534
長期借入金	259
リース債務	61
繰延税金負債	1,466
退職給付に係る負債	497
資産除去債務	26
その他	222
負債合計	5,793
(純資産の部)	
株主資本	8,950
資本金	1,541
資本剰余金	402
利益剰余金	7,805
自己株式	△800
その他の包括利益累計額	3,254
その他有価証券評価差額金	3,254
非支配株主持分	13
純資産合計	12,218
負債純資産合計	18,011

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) (単位: 百万円)

科目	金額
売上高	41,286
売上原価	38,322
売上総利益	2,964
販売費及び一般管理費	3,049
営業損失	84
営業外収益	339
営業外費用	37
経常利益	217
特別利益	127
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	127
特別損失	0
固定資産除却損	0
税金等調整前当期純利益	345
法人税、住民税及び事業税	44
法人税等調整額	△1
当期純利益	302
非支配株主に帰属する当期純利益	11
親会社株主に帰属する当期純利益	290

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日 残高	1,541	402	7,599	△107	9,436
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△84		△84
自己株式の取得				△692	△692
親会社株主に帰属する当期純利益			290		290
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	205	△692	△486
2021年3月31日 残高	1,541	402	7,805	△800	8,950

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
2020年4月1日 残高	2,123	2,123	1	11,562
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△84
自己株式の取得				△692
親会社株主に帰属する当期純利益				290
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	1,131	1,131	11	1,143
連結会計年度中の変動額合計	1,131	1,131	11	656
2021年3月31日 残高	3,254	3,254	13	12,218

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ハンスイ
川崎丸魚株式会社
館山丸魚株式会社
株式会社横浜魚市場運送

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。なお、債券のうち「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）によっております。
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品 主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等は、財務内容評価法によっております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えて、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
- ロ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用
当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更に係る注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結注記表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

貸倒引当金 848百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒懸念債権に関する貸倒引当金は、財務内容評価法により、個別に回収可能性を勘案した上で回収不能額を見積り、金額を算定しております。これらの見積りは、新型コロナウイルスによる影響が翌連結会計年度以降も一定期間にわたり継続するという仮定のもとで行っております。その感染拡大ペース次第では、取引先の財政状態の更なる悪化を引き起こし、支払能力が低下した場合には、追加の貸倒引当金が計上され、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

有形固定資産の減価償却累計額 1,550百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	7,261千株	－千株	－千株	7,261千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	194千株	700千株	－千株	894千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2020年6月26日開催の第84回定時株主総会決議による配当に関する事項

- イ. 配当金の総額 84百万円
- ロ. 1株当たり配当額 12円
- ハ. 基準日 2020年3月31日
- ニ. 効力発生日 2020年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2021年6月25日開催の第85回定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

- イ. 配当金の総額 95百万円
- ロ. 1株当たり配当額 15円
- ハ. 基準日 2021年3月31日
- ニ. 効力発生日 2021年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主として短期的な預金等で資金運用しており、一時的な余剰資金については、安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、原則として1ヶ月以内の回収を基本としております。当該リスクに関しては、債権管理部署において取引先ごとに期日及び残高管理を行い、回収遅延の恐れがあるときは適切な処理を取るようしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や財政状態を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

営業債務及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループの基本方針として所要資金を自己資金で賄うこととし、グループ各社の必要資金は親会社である当社からの貸付により融通しており、その資金供給源である当社において手許流動性を高水準に保つことによりリスクを回避しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注) 2. 参照）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,246	3,246	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,083	3,083	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	7,317	7,317	－
資産計	13,647	13,647	－
(1) 支払手形及び買掛金	2,661	2,661	－
(2) 長期借入金(*)	515	513	△2
負債計	3,177	3,175	△2

(*) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格及び日本証券業協会の公表価格によっております。

なお、保有しているその他有価証券の種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価または償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1) 株式	2,449	7,139	4,690
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	－	－	－
	② 社債	100	100	0
	③ その他	－	－	－
	(3) その他	40	42	1
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1) 株式	19	16	△2
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	－	－	－
	② 社債	－	－	－
	③ その他	－	－	－
	(3) その他	20	19	△1
合計		2,629	7,317	4,688

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額256百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,246	－	－	－
受取手形及び売掛金	3,083	－	－	－
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券（社債）	－	－	100	－
合計	6,329	－	100	－

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	255	209	10	24	14	－
合計	255	209	10	24	14	－

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、神奈川県内に、賃貸オフィス及び賃貸住宅を所有しております。これらの賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位：百万円)

用途	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
オフィスビル	24	△24	－	－
住宅	1,845	△24	1,820	2,079
合計	1,869	△49	1,820	2,079

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は次のとおりであります。

増加額 給水設備設置1百万円

3. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は次のとおりであります。

減少額 自社利用への転用24百万円

減価償却費26百万円

4. 当連結会計年度末の時価は、対象資産の重要性が乏しいため「直近の取得価額」及び「固定資産評価額」を基礎とし、合理的に算定した金額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,916円90銭
(2) 1株当たり当期純利益	41円65銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	5,954
現金及び預金	2,615
売掛金	2,615
商品及び製品	1,160
前払費用	5
その他	87
貸倒引当金	△529
固定資産	10,869
有形固定資産	2,618
建物	936
構築物	3
機械及び装置	11
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	39
土地	1,626
無形固定資産	163
ソフトウェア	155
その他	8
投資その他の資産	8,086
投資有価証券	7,554
関係会社株式	468
長期貸付金	3
破産更生債権等	282
出資金	10
その他	39
貸倒引当金	△272
資産合計	16,823

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	2,636
受託販売未払金	157
買掛金	1,950
1年内返済予定の長期借入金	252
未払金	164
未払法人税等	26
未払費用	25
預り金	11
賞与引当金	33
その他	15
固定負債	2,287
長期借入金	206
繰延税金負債	1,467
退職給付引当金	402
長期未払金	32
資産除去債務	20
長期預り保証金	158
負債合計	4,924
(純資産の部)	
株主資本	8,644
資本金	1,541
資本剰余金	376
資本準備金	376
利益剰余金	7,525
利益準備金	385
その他利益剰余金	7,140
圧縮記帳積立金	170
事業再編積立金	22
施設整備積立金	200
別途積立金	6,150
繰越利益剰余金	597
自己株式	△800
評価・換算差額等	3,254
その他有価証券評価差額金	3,254
純資産合計	11,898
負債純資産合計	16,823

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	33,761
売上原価	31,820
売上総利益	1,941
販売費及び一般管理費	1,926
営業利益	15
営業外収益	344
営業外費用	30
経常利益	329
特別利益	127
投資有価証券売却益	127
特別損失	0
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	456
法人税、住民税及び事業税	74
法人税等調整額	△0
当期純利益	382

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金		利益剰余金							自己株式	株主資本合計
		資 準 備 金	資 余 金 計 合	利 益 備 金	その他利益剰余金					利 余 金 計 合		
					圧縮記帳 積立金	事業再編 積立金	施設整備 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
2020年4月1日残高	1,541	376	376	385	170	36	200	6,250	185	7,228	△107	9,039
事業年度中の変動額												
圧縮記帳積立金の取崩し					△0				0	－		－
事業再編積立金取崩し						△14			14	－		－
別途積立金の積立								△100	100	－		－
剰余金の配当									△84	△84		△84
当期純利益									382	382		382
自己株式の取得											△692	△692
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）												
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△0	△14	－	△100	412	297	△692	△394
2021年3月31日残高	1,541	376	376	385	170	22	200	6,150	597	7,525	△800	8,644

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	純資産合計
2020年4月1日残高	2,127	11,166
事業年度中の変動額		
圧縮記帳積立金の取崩し		
事業再編積立金の取崩し		
別途積立金の積立		
剰余金の配当		△84
当期純利益		382
自己株式の取得		△692
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	1,127	1,127
事業年度中の変動額合計	1,127	732
2021年3月31日残高	3,254	11,898

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。なお、債券のうち「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）によっております。

・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
・その他の無形固定資産 定額法によっております。

③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等は、財務内容評価法によって計上しております。

② 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えて、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、個別注記表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金	802百万円
-------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒懸念債権に関する貸倒引当金は、財務内容評価法により、個別に回収可能性を勘案した上で回収不能額を見積り、金額を算定しております。これらの見積りは、新型コロナウイルスによる影響が翌事業年度以降も一定期間にわたり継続するという仮定のもとで行っております。その感染拡大ペース次第では、取引先の財政状態の更なる悪化を引き起こし、支払能力が低下した場合には、追加の貸倒引当金が計上され、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

有形固定資産の減価償却累計額	1,147百万円
----------------	----------

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	431百万円
② 長期金銭債権	13百万円
③ 短期金銭債務	56百万円

(3) 取締役及び監査役に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

長期金銭債務	32百万円
--------	-------

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引の取引高

売上高	3,610百万円
仕入高	41百万円
その他営業取引高	93百万円

(2) 営業取引以外の取引高 17百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	194千株	700千株	一千株	894千株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

(繰延税金資産)

貸倒引当金	245百万円
長期未払金	9百万円
退職給付引当金	123百万円
賞与引当金	10百万円
固定資産減損	121百万円
株式評価損	37百万円
資産除去債務	6百万円
繰越欠損金	52百万円
その他	7百万円
繰延税金資産小計	613百万円
評価性引当額	△571百万円
繰延税金資産合計	42百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,432百万円
有価証券譲渡損	△0百万円
有形固定資産（資産除去債務分）	△0百万円
圧縮記帳積立金	△74百万円
繰延税金負債合計	△1,509百万円
繰延税金資産（負債）純額	△1,467百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳は次のとおりであります。

法定実効税率	30.57%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.10%
評価性引当額	△8.43%
評価性引当額（地方税のみ）	△3.08%
軽減税率 事業税	△0.01%
住民税均等割額	0.84%
その他	0.27%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>16.27%</u>

8. 企業結合に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ハンスイ	所有 直接100.0%	商品の販売 役員の兼任	商品の販売	2,137	売掛金	320
子会社	川崎丸魚株式会社	所有 直接 51.0%	商品の販売 役員の兼任	商品の販売	1,197	売掛金	92

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引条件は、市場の実勢価格で決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,868円82銭

(2) 1株当たり当期純利益 54円86銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

横浜丸魚株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横 浜 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 三 澤 幸之助 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 西 川 福 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、横浜丸魚株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横浜丸魚株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

横浜丸魚株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横 浜 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 三 澤 幸之助 ④
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 西 川 福 之 ④
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、横浜丸魚株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等並びに会計監査人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

横浜丸魚株式会社 監査役会

常勤監査役 多紀知彦 印

常勤監査役 成田秀昭 印

社外監査役 牛嶋素一 印

社外監査役 栗山 治 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、各事業年度の連結自己資本配当率（DOE）に基づき株主各位への安定的な配当を継続することを基本方針としております。当期の剰余金の処分につきましては、この基本方針に沿った経営体質の強化と安定配当の維持等を総合的に勘案して、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、普通配当といたしまして、前期末配当より3円増配することとし、1株当たり15円とさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき、金 15円 配当総額 95,505,030円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、会社法第452条の規定に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金 400,000,000円
増加する剰余金の項目とその額	別途積立金 400,000,000円

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役8名全員が本總會終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、一層の経営基盤の強化・充実を図るため取締役を1名増員いたしたく、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	あし ざわ ゆたか 芦澤 豊	代表取締役社長	再任
2	はし もと かず ひろ 橋本 和弘	専務取締役 川崎北部支社長	再任
3	まつ お まさ ひこ 松尾 昌彦	常務取締役 本社営業担当	再任
4	いし かわ かづ ひろ 石川 和宏	常務取締役 総務担当	再任
5	しば はら てつ 柴原 哲	取締役執行役員川崎北部支社長代理	再任
6	げん ば ひで き 源波 秀樹	執行役員本社営業一部長 兼経営企画室部長	新任
7	こ じま まさ ひろ 小島 雅裕	執行役員本社マーケティング部長	新任
8	ほり しょう こ 堀 晶子	社外取締役	再任 社外 独立
9	あお い とし お 青井 俊夫		新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

再任

あし ざわ ゆたか
芦澤 豊 (1952年2月22日生)

所有する当社の株式数…… 26,200株
在任年数…… 13年
取締役会出席状況…… 17/18回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1974年 4月	当社入社	2009年 4月	当社常務取締役管理統括
2003年 4月	当社執行役員本社管理担当補佐	2011年 6月	株式会社ハンスイ代表取締役社長
2004年 4月	当社執行役員財務担当補佐	2013年 6月	同社取締役会長
2005年 4月	当社執行役員本支社管理担当補佐	2013年 6月	当社専務取締役管理統括
2006年 6月	当社取締役執行役員本社総務担当	2016年 6月	当社代表取締役社長（現職）
2007年 6月	当社常務取締役総務担当		現在に至る

取締役候補者とした理由

当社及び横浜丸魚グループ会社の取締役として長年に亘りグループ全体の指揮を執り、経営の先頭に立って企業価値の向上に貢献してまいりました。その豊富な経験と見識は、当社グループにおける持続的な企業価値向上に必要不可欠なため、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

再任

はし もと かず ひろ
橋本 和弘 (1955年10月17日生)

所有する当社の株式数…… 32,300株
在任年数…… 15年
取締役会出席状況…… 18/18回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1974年 4月	当社入社	2013年 6月	当社専務取締役グループ統括・営業統括
2003年 4月	当社執行役員本社営業担当補佐	2014年 6月	当社専務取締役営業統括
2005年 6月	当社常務執行役員本社営業担当	2016年 6月	当社専務取締役グループ統括
2006年 6月	当社取締役執行役員本社営業担当	2018年 1月	川崎丸魚株式会社代表取締役社長
2007年 6月	当社常務取締役本社営業担当	2019年 4月	当社専務取締役川崎北部支社長（現職）
2009年 4月	当社常務取締役営業統括		現在に至る
2011年 6月	当社専務取締役グループ統括		

取締役候補者とした理由

既成概念に左右されない視点と実行力により、当社の企業価値向上に大きく貢献してまいりました。その経験と見識による事業運営への提言、ならびに経営の監督を的確に遂行できる人材と判断したため、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

再任

まつ お まさ ひこ
松尾 昌彦 (1959年9月6日生)

所有する当社の株式数…… 22,400株
在任年数…… 11年
取締役会出席状況…… 18/18回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1983年 4月	当社入社	2014年 4月	当社取締役執行役員 本社マーケティング部長
2007年 7月	当社執行役員本社営業二部長	2014年 6月	当社常務取締役営業副統括 兼本社マーケティング部担当
2009年 4月	当社執行役員本社営業一部長	2016年 6月	当社常務取締役営業統括
2010年 6月	当社取締役執行役員本社営業一部長	2019年 4月	当社常務取締役本社営業担当 (現職) 現在に至る
2011年 4月	当社取締役執行役員 本社マーケティング部長		
2012年 4月	当社取締役執行役員本社営業二部長		

取締役候補者とした理由

営業二部にて業務経験を積み、営業一部、二部、マーケティング部の各部署にて要職を担い、幅広い分野で当社の発展に貢献してまいりました。当社取締役としてその多様な経験を活かし、職務を適切に遂行できる人材と判断したため、取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

再任

いし かわ かづ ひろ
石川 和宏 (1960年12月15日生)

所有する当社の株式数…… 10,300株
在任年数…… 8年
取締役会出席状況…… 18/18回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1985年 4月	当社入社	2015年 4月	当社取締役執行役員本社営業管理部長
2011年 4月	当社執行役員本社営業管理部長	2016年 6月	当社常務取締役管理統括
2013年 6月	当社取締役執行役員本社営業管理部長 兼南部支社管理部長	2019年 4月	当社常務取締役総務担当 (現職) 現在に至る
2014年 6月	株式会社横浜魚市場運送代表取締役社長		

取締役候補者とした理由

総務部門で業務経験を積み、グループ会社での経営や経営管理の中心的役割を担い、当社の発展に貢献してまいりました。当社取締役としてその経験を活かし、職務を適切に遂行できる人材と判断したため、取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

再任

しば はら
柴原

てつ
哲 (1962年9月17日生)

所有する当社の株式数…… 6,300株
在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 14/14回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1987年 4 月	当社入社	2018年 4 月	当社執行役員川崎北部支社営業二部長 兼マーケティング部長
2011年 4 月	当社執行役員南部支社長	2020年 6 月	当社取締役執行役員川崎北部支社長代理 兼川崎北部支社営業二部長 兼川崎北部支社マーケティング部長
2015年 4 月	当社執行役員本社営業二部長	2021年 4 月	当社取締役執行役員川崎北部支社長代理 (現職) 現在に至る
2017年 4 月	当社執行役員川崎北部支社営業一部長 兼マーケティング部長		

取締役候補者とした理由

営業二部にて業務経験を積み、旧横浜南部支社長、北部支社営業一部、二部、マーケティング部の各部署にて要職を担い、幅広い分野で当社の発展に貢献してまいりました。当社取締役としてその多様な経験を活かし、職務を適切に遂行できる人材と判断したため、取締役候補者となりました。

候補者
番号

6

新任

※
げん ば
源波

ひで き
秀樹 (1969年1月29日生)

所有する当社の株式数…… 0株
在任年数…………… —
取締役会出席状況…………… —

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1992年 4 月	当社入社	2014年 4 月	当社執行役員本社営業一部長
2008年 4 月	当社本社営業一部鮮魚課長	2017年 4 月	当社執行役員本社営業一部長 兼経営企画室部長 (現職) 現在に至る
2011年 4 月	当社本社営業一部次長		

取締役候補者とした理由

入社以来鮮魚関係業務に従事し、営業一部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験に加え、経営企画室部長として経営と一体となり当社の発展に貢献してまいりました。当社取締役としてその多様な経験を活かし、職務を適切に遂行できる人材と判断したため、取締役候補者となりました。

候補者
番 号

7

新 任

※
こ じま
小島

まさ ひろ
雅裕

(1962年5月19日生)

所有する当社の株式数…… 4,000株

在任年数…………… ー

取締役会出席状況…………… ー

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1985年 4 月 株式会社横浜銀行入行
2006年 3 月 同行白根支店長
2009年 4 月 同行中山支店副支店長
2013年 4 月 当社入社

2013年 7 月 当社執行役員総務部長
2018年 6 月 株式会社横浜魚市場運送代表取締役社長（現職）
2020年 4 月 当社執行役員本社マーケティング部長（現職）
2021年 4 月 川崎丸魚株式会社代表取締役社長（現職）
現在に至る

取締役候補者とした理由

金融機関にて支店長を歴任し、当社においては総務部長、マーケティング部長と幅広い分野で当社の発展に貢献してまいりました。当社取締役としてその高い見識を活かし、職務を適切に遂行できる人材と判断したため、取締役候補者となりました。

候補者
番 号

8

再 任

社 外

独 立

ほり
堀

しょう こ
晶子

(1967年3月13日生)

所有する当社の株式数…… 0株

在任年数…………… 2年

取締役会出席状況…………… 17/18回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1993年 4 月 弁護士登録
2009年 8 月 佐藤・堀法律事務所開設
2019年 6 月 当社社外取締役（現職）
現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として法令遵守の知見を有し、公正・中立の立場から、その豊富な経験と幅広い見識に基づいた意見、提言を、当社のコーポレートガバナンスの強化及び会社経営に活かしていただけると判断したため、社外取締役候補者となりました。また、再任された場合は、当該知見を活かして、専門的な観点から取締役の職務の執行に対する監督、助言等をいただくことに加え、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能に関与していただく予定です。

候補者
番 号

9

新 任

社 外

独 立

※
あ お い と し お
青井 俊夫 (1955年10月1日生)

所有する当社の株式数…… 0株
在任年数…………… —
取締役会出席状況…………… —

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1978年 4 月	株式会社横浜銀行入行	2009年 6 月	同行取締役常務執行役員 融資部担当
1996年 6 月	同行自由が丘支店長	2010年 4 月	同行取締役常務執行役員本店営業部長
2002年 7 月	同行新宿支店長		兼本店ブロック営業本部長 本店ブロック担当
2006年 4 月	同行執行役員厚木支店長 兼県央ブロック営業本部長	2011年 6 月	社団法人横浜銀行協会専務理事（現一般社団法人）
		2014年 3 月	三菱鉛筆株式会社社外監査役（現職）
2008年 4 月	同行常務執行役員川崎ブロック営業本部長 兼横浜北ブロック営業本部長	2019年 7 月	株式会社レンブラントホールディングス顧問（現職） 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融機関で要職を歴任される中で培った経営全般にわたる優れた知識と経験から、社内取締役とは異なる観点で経営に関する適切な助言を得られると判断したため、社外取締役候補者いたしました。また、選任された場合は、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導していただく予定です。

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 堀 晶子氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 堀 晶子氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 青井 俊夫氏は、社外取締役候補者であります。同氏の選任が承認された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、堀 晶子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、青井 俊夫氏の選任が承認された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案

監査役 1 名選任の件

監査役 栗山 治氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として監査役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより前任者の任期満了の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

新 任

社 外

こいぬま かずみつ
鯉沼 一光 (1961年7月24日生)

所有する当社の株式数……	0株
在任年数……	—
取締役会出席状況……	—
監査役会出席状況……	—

略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)

1984年 4 月	大洋漁業株式会社入社 (現マルハニチロ株式会社)	2018年 4 月	同社水産商事ユニット 水産第一部長
2013年 4 月	株式会社マルハニチロ水産 水産第二部長	2020年 4 月	同社執行役員水産商事、荷受
2014年 4 月	マルハニチロ株式会社 水産商事ユニット 水産第二部長		各ユニット長 関東水産営業部担当 (現職) 現在に至る

社外監査役候補者とした理由

これまで培ってきた水産業界でのビジネス経験や、幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断し、社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 鯉沼 一光氏は新任の社外監査役候補者であります。

第4号議案

補欠監査役 1 名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠く事になる場合に備え、補欠監査役 1 名の選任をお願いしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

社 外

ゆ ざわ まこと
湯沢 誠 (1950年8月24日生)

所有する当社の株式数…… 0株
在任年数…………… 一年

略歴 (重要な兼職の状況)

1978年 4 月 弁護士登録
横浜総合法律事務所開設
2021年 4 月 相生法律事務所入所（現職）
現在に至る

補欠の社外監査役候補者とした理由

過去に会社経営に関与した経験はありませんが、主に弁護士として培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般の監視に活かしていただけると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。また、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 補欠監査役候補者湯沢 誠氏は、当社との間に弁護士としての顧問契約を締結しております。
2. 湯沢 誠氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

以上

× ㄷ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

× ㄷ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

定時株主総会会場ご案内図

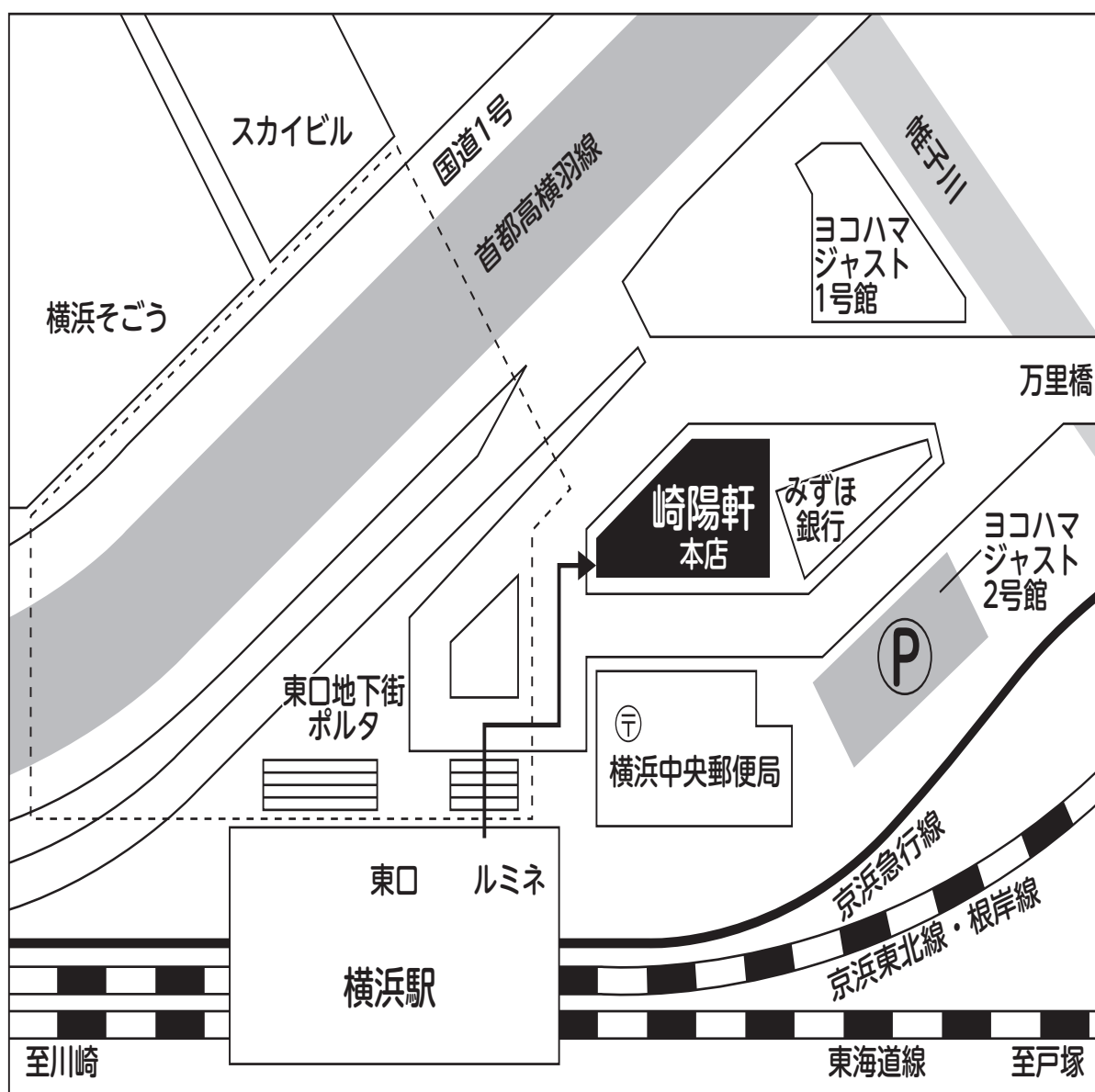
会場

神奈川県横浜市西区高島2丁目13番12号

崎陽軒本店5階

交通

J R・京浜急行電鉄・相模鉄道・東京急行電鉄・横浜高速鉄道・横浜市営地下鉄
横浜駅東口より徒歩1分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。